

転用許可申請のために必要な個別書類等

転用目的：系統用蓄電池設備

【取扱い方針】

- ・太陽光発電設備に準じ、周南市農業委員会が作成した「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」及び「太陽光発電設備に係る農地転用の方針」（いずれもホームページに掲載）を準用して、これらに沿って審査を行います。
- ・隣接地など周辺の土地所有者や耕作者、影響があると思われる周辺住民等へ事業計画の十分な説明がされており、これらの関係者の意見や協議の結果が反映された事業計画となっていることを確認します。

項目	提出を要する個別書類又は共通書類への記載事項	備考
地元への説明	○事業計画の説明を行った関係者名及び意見の一覧 ○事業計画の説明時に使用した資料やチラシ等	周辺住民や耕作者等への説明の状況を確認できるもの
事業計画	次の全ての事項を「事業計画書」に記載 ・周辺環境に配慮した計画的な草刈りの実施について ・系統用蓄電池設備に係る標識の設置について ・フェンスの設置（境界から1m程度）について ・パワーコンディショナー及び蓄電容量について ・蓄電池等を収納する施設等の棟数、設置面積について	事業計画書に記載が必要な事項
設備の配置等	次の全ての事項を「土地利用計画図」に記載 ・蓄電池等を収納する施設の配置を示した図 ・パワーコンディショナー等の付帯設備及び標識の位置 ・フェンスの位置及び事業区域内の排水方向 ・搬入路（資材搬入時）	土地利用計画図に記載が必要な事項
機材の仕様	○系統用蓄電池システム（蓄電池及び蓄電池等を収納する施設並びにパワーコンディショナー等の付帯設備）の仕様（メーカー名、品番、寸法、蓄電容量）がわかる資料（カタログ）	設置する機材の仕様の確認
系統連系	次の書類（いずれも、中国電力ネットワーク株式会社が発行したもの） ○発電設備等に関する契約申込みの回答についての鑑及びその別紙（必須） ○接続検討申込みに対する回答（ある場合に限る。） ○系統連系（電力会社への接続）が可能であることを証する書類（ある場合に限る。）	系統連系（電力会社への接続）が可能であることの確認
設備の転売	○転売の計画を示した書類 ○過去3年間の山口県内の実績を確認できる書類（ある場合に限る。）	系統用蓄電池設備を転売する場合のみ
法令等で必要な申請や届出 ※事前協議時には提出不要（後で提出）	○開発許可申請書又は開発行為でない旨の届出書（建築指導課所管）の写し ○建築確認申請書（建築指導課所管）の写し（蓄電池を収納する専用コンテナを複数積み重ねる場合に限る。） ○盛土規制法に関する許可申請書等（県）の写し ○消防法に関する届出書の写し（周南市火災予防条例第44条、第46条） ○騒音・振動規制法の届出書の写し（指定地域内で、冷却ファンや送風機等が特定施設に該当する場合に限る。） ○埋蔵文化財等確認依頼書（生涯学習課所管）の写し ○法定外公共物を含む道路や河川等の占用許可申請や加工申請（市） ○「河川保全区域内の行為について」の許可等（県） ○その他法令等で必要な申請や届出に関する書類 ○農振除外の場合は、内定通知の写し （※いずれも、確認が必要な場合に限る。）	許可申請書の受付時において、事業の施行に関して、必要な行政の免許、許可、認可等の処分がされたこと、法令により義務付けられている行政との協議が実施されたことの確認